# 道指定鳥獣保護区の指定及び特別保護地区の再指定について

#### 1 鳥獣保護区の制度概要

(1) 鳥獣保護区とは

鳥獣保護区は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年法 律第88号。以下「法」という。)第28条の規定に基づき、鳥獣の保護を図るため特に 必要があると認めるとき、鳥獣の種類その他鳥獣の生息の状況を勘案し、20年以内の 期間を定めて指定することができるとされている。

また、鳥獣保護区の区域内で、鳥獣の保護又はその生息地の保護を図るため特に必 要があると認める区域を、法第29条に基づき、工作物の新築などの行為が制限される 特別保護地区として指定することができる。

なお、環境大臣にあっては、国際的又は全国的な鳥獣の保護の見地から、都道府県 知事にあっては、地域の鳥獣の保護の見地から、それぞれ鳥獣の保護のため重要と認 める区域を鳥獣保護区として指定することができる。

(2) 鳥獣保護区の種類

鳥獣保護区は、保護を図る対象鳥獣の生息状況や生息環境等から、その指定する目 的が次の7つに区分されている。

· 森林鳥獣生息地 · 大規模生息地

- 集団渡来地
- 集団繁殖地

- · 希少鳥獣生息地
- 生息地回廊
- ・身近な鳥獣生息地

※特別保護地区は身近な鳥獣生息地以外の6区分

## 北海道環境審議会に諮問する鳥獣保護区の指定等

- (1)諮問根拠
- 鳥獣保護区の指定等(鳥獣保護区の指定及び区域の拡張並びに鳥獣保護区特別保護 地区の指定、区域の拡張及び存続期間の延長(再指定))をするときは、法第 28 条第 9項及び第29条第4項において準用する第4条第4項の規定に基づき、自然環境保 全法第51条第1項の規定により設置される審議会の意見を聴くこととされている。
- この規定に基づき、北海道環境審議会条例に基づき設置している北海道環境審議会 (以下「審議会」という。) に鳥獣保護区の指定等を諮問する。

なお、審議会には条例第7条第1項の規定に基づき自然環境部会が設置され、鳥獣 保護区の指定等については、審議会運営要領第2条の規定により当該部会に付託され た審議指定事項となっている。

(2) 諮問案件

鳥獣保護区の指定及び令和2年(2020年)9月30日をもって存続期間が満了する鳥 獣保護区の更新にかかる特別保護地区の再指定について諮問した。

#### 【新規指定】

・キナシベツ湿原鳥獣保護区(釧路市)

積:66ha 面

指定期間:令和2年(2020年)10月1日~令和12年(2030年)9月30日

舞鶴遊水地鳥獣保護区(長沼町)

積:207ha 面

指定期間:令和2年(2020年)10月1日~令和22年(2040年)9月30日

#### 【特別保護地区再指定】

濁川鳥獣保護区特別保護地区(森町)

積:66ha 面

指定期間:令和2年(2020年)10月1日~令和12年(2030年)9月30日

• 花岡鳥獣保護区特別保護地区(長万部町)

面 積:54ha

指定期間:令和2年(2020年)10月1日~令和12年(2030年)9月30日

• 女満別鳥獣保護区特別保護地区(大空町)

面 積:88ha

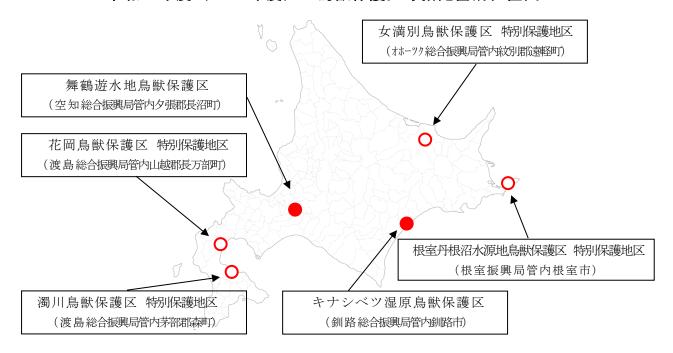
指定期間:令和2年(2020年)10月1日~令和12年(2030年)9月30日

根室丹根沼水源地鳥獸保護区特別保護地区(根室市)

面 積:152ha

指定期間:令和2年(2020年)10月1日~令和12年(2030年)9月30日

## 令和2年度(2020年度) 鳥獸保護区等指定箇所位置図



### 3. 鳥獣保護区等指定に係る事務手続きの流れ (令和2年度)